

第141回自賠責保険審議会—諮問

金 監 督 第 1 1 8 号

令和2年1月22日

自動車損害賠償責任保険審議会

会 長 藤 田 友 敬 殿

金融庁長官 遠藤 俊英

(公印省略)

自動車損害賠償保障法第33条第1項後段及び第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

記

1. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を令和2年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

令和2年1月23日

金融庁長官 遠藤 俊英 殿

自動車損害賠償責任保険審議会
会長 藤田 友敬
(公印省略)

令和2年1月22日付金監督第118号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

1. 令和元年度料率検証の結果、責任保険の収支については、平成29年度時点での見通しに比べ、損害率等が良好に推移する等の状況にあるため、契約者間の公平を保ちつつ、これを速やかに保険料水準に反映させることが適当であると考えられる。よって、責任保険の基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。

したがって、届出のあった基準料率を令和2年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

2. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

[別 表]

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(1) 離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	40,370					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	A	102,200					
	B	81,360					
	C	62,110					
	D	37,680					
自 家 用 乗 用 自 動 車		13,410	21,550	29,520			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	30,530	55,450			
		最大積載量が2トン以下のもの	21,970	38,490			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	22,570	39,680			
		最大積載量が2トン以下のもの	20,370	35,330			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	19,310	33,230				
	自 家 用	15,050	24,790				
小 型 二 輪 自 動 車		7,420	9,680	11,900			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	13,210	21,140	28,910			
	検 査 対 象 外 車	7,670	10,160	12,600	14,990	17,330	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		7,280	9,390				
緊 急 自 動 車		6,470	7,800	9,100			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		10,620	16,020	21,310	26,490	31,570
	小 型 二 輪 自 動 車		7,170	9,180	11,150	13,080	14,970
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,170	9,180	11,150	13,080	14,970
		検 査 対 象 外 車	7,160	9,150	11,100	13,000	14,870
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゆ う 自 動 車		6,770	8,390			
	教 習 用 自 動 車		6,770	8,390			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		14,660	24,020		
		小 型 二 輪 自 動 車		8,980	12,760	16,470	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,980	12,760			
検 査 対 象 外 車		8,980	12,750	16,440	20,060	23,610	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		7,060	8,950	10,790	12,600	14,380	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	14,340					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	19,080					
	個人タクシー	19,080					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	8,070	9,510			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	22,420			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	18,300			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	13,860	22,420			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,770	18,300			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,830	10,480				
	自 家 用	7,830	10,480				
小 型 二 輪 自 動 車		5,830	6,530	7,210			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	6,300	7,460	8,600			
	検 査 対 象 外 車	5,490	5,840	6,190	6,520	6,850	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,300				
緊 急 自 動 車		5,240	5,370	5,490			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	小 型 二 輪 自 動 車		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
		検 査 対 象 外 車	5,300	5,450	5,610	5,760	5,900
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゅ う 自 動 車		5,140	5,150			
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,150			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,910	6,680		
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,250	5,320	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,250			
		検 査 対 象 外 車	5,160	5,190	5,210	5,240	5,260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(3) 沖縄県（離島地域を除く。）に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	29,150					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	57,740					
	個人タクシー	37,680					
自 家 用 乗 用 自 動 車		8,150	11,120	14,040			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	17,890			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	17,890			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,570	17,890			
		最大積載量が2トン以下のもの	11,570	17,890			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	8,890	12,580				
	自 家 用	8,890	12,580				
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	8,150	11,120	14,040			
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,730	6,340				
緊 急 自 動 車		6,400	7,670	8,900			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,440	7,730	9,000	10,250	11,470
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440	5,540	5,640
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,280	5,430	5,590	5,740	5,880
		検 査 対 象 外 車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゅ う 自 動 車		6,120	7,110			
	教 習 用 自 動 車		6,120	7,110			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		7,850	10,520		
		小 型 二 輪 自 動 車		7,480	9,790	12,060	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	7,480	9,790			
		検 査 対 象 外 車	7,500	9,810	12,080	14,300	16,480
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	

自動車損害賠償責任保険改定基準料率表

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種		1 2 か月契約 (円)	2 4 か月契約 (円)	3 6 か月契約 (円)	4 8 か月契約 (円)	6 0 か月契約 (円)	
乗 合 自 動 車 及 び け ん 引 旅 客 自 動 車	営 業 用	14,340					
	自 家 用	13,000					
営 業 用 乗 用 自 動 車	個人タクシーを除く	18,960					
	個人タクシー	18,960					
自 家 用 乗 用 自 動 車		6,610	8,070	9,510			
普 通 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 普 通 貨 物 自 動 車	営 業 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	17,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	16,230			
	自 家 用	最大積載量が2トンを超えるもの	11,190	17,140			
		最大積載量が2トン以下のもの	10,730	16,230			
小 型 貨 物 自 動 車 及 び け ん 引 小 型 貨 物 自 動 車	営 業 用	7,810	10,450				
	自 家 用	7,810	10,450				
小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440			
軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,540	5,960	6,370			
	検 査 対 象 外 車	5,260	5,380	5,500	5,620	5,730	
大 型 特 殊 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車		5,210	5,300				
緊 急 自 動 車		5,240	5,370	5,490			
商 品 自 動 車	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,280	5,450	5,610	5,770	5,920
	小 型 二 輪 自 動 車		5,230	5,330	5,440	5,540	5,640
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,260	5,400	5,540	5,670	5,800
		検 査 対 象 外 車	5,250	5,370	5,480	5,590	5,700
特 種 用 途 自 動 車	霊 き ゃ う 自 動 車		5,140	5,150			
	教 習 用 自 動 車		5,140	5,150			
	そ の 他	三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		5,400	5,680		
		小 型 二 輪 自 動 車		5,180	5,250	5,320	
	軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,180	5,250			
		検 査 対 象 外 車	5,160	5,190	5,210	5,240	5,260
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)		5,130	5,140				
被 けん 引 軽 自 動 車	検 査 対 象 車	5,130	5,140				
	検 査 対 象 外 車	5,150	5,170	5,190	5,200	5,220	
原 動 機 付 自 転 車		5,240	5,340	5,440	5,540	5,640	